

の一部で使用ができるようになりました。

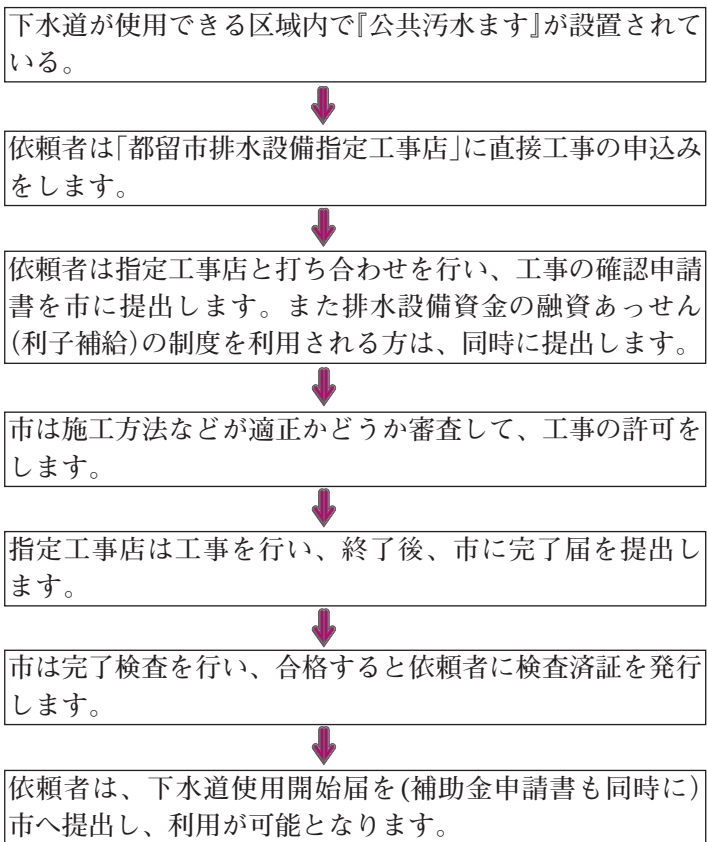
〈禾生地区〉



・宅内排水設備工事について

下水道が使用できるようになった区域においては、宅内(台所・風呂・便所など)の排水設備を設置し、すみやかに下水道に接続されるようお願いいたします。

《下水道排水設備工事 お申し込みから完了まで》



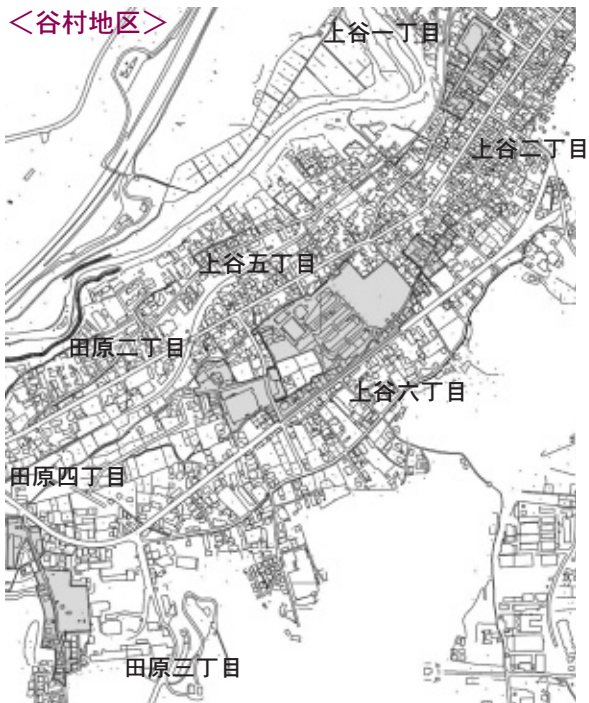
◎下水道排水設備指定工事店(3月15日現在)

※指定工事店でなければ工事はできません。

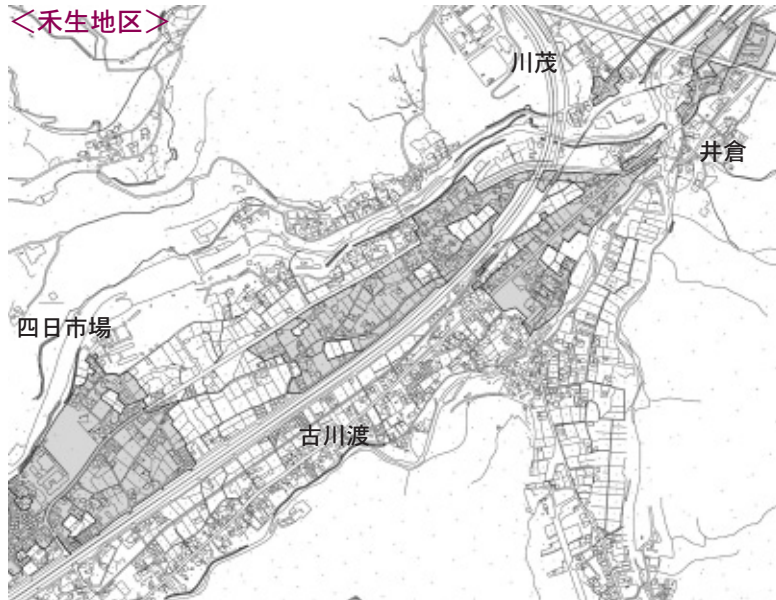
指定番号	商号及び名称	所在地	電話番号
1	朝田産業(株)都留支社	都留市古川渡536-2	43-3273
2	(有)星野設備工業所	都留市小形山486	43-8581
3	環境管理開発(株)	都留市四日市場23-1	43-2471
4	正木興業(株)	大月市大月町花咲1692-1	23-1291
5	小笠原設備(有)	大月市初狩町下初狩370	25-6717
6	(有)佐藤商店	都留市桂町1173-8	43-4174
7	(有)原田設備	大月市猿橋町殿上330	22-1783
8	宝栄設備	都留市中津森73	43-3782
9	(有)志村水道工事店	都留市法能935	43-3798
10	岩瀬設備工業	都留市小形山1713	43-8533
11	(有)太田水道工務店	都留市上谷6-11-7	43-8822
12	朝日設備工業所	都留市朝日曾雌1883	48-2323
13	重森工業	都留市小野829	43-5846
14	奥秋織物(株)	都留市中津森197	43-3343
15	小俣管工設備(有)	都留市四日市場863-2	45-7120
16	谷内建設(株)	都留市盛里20	43-6017
17	奥脇管工(有)	大月市七保町下和田379-1	22-6312
18	小林設備	都留市大野17-1	45-2070
19	(有)中野工業所	都留市小野431	43-5220
20	(有)高井設備	南都留郡秋山村3501	56-2541
21	(株)小林工務店	都留市田野倉838	43-8007

指定番号	商号及び名称	所在地	電話番号
22	(有)オカダ管工	北都留郡上野原町鶴島1112	63-5247
23	(株)中央浄化槽管理センター	大月市猿橋町小沢1590	23-1323
24	宮下設備工業(株)	富士吉田市上吉田1318-17	0555-22-5084
25	丸佐設備	都留市鹿留878	45-1123
26	梶原設備工業	南都留郡富士河口湖町船津910	0555-72-0172
27	高野熱設備(株)	富士吉田市上吉田3693-5	0555-24-2323
28	熊坂建設(株)	都留市田野倉448	43-8252
29	(有)佐藤設備	南都留郡道志村6167	52-2417
30	(株)原田組	都留市朝日曾雌323	48-2106
31	小幡管工(有)	都留市朝日曾雌1853	48-2045
32	宝永工業(株)	都留市法能785	43-6407
33	共和設備	都留市田野倉272-3	43-8190
34	天野組土建(株)	都留市大幡1906	43-5535
35	もりしま倉備	都留市大幡53-3	45-0593
36	大信建設(株)	都留市小野40-2	43-3407
37	(株)ソウマ工業	大月市大月町花咲1271-26	22-0007
38	富士冷熱(株)	富士吉田市上吉田1166-7	0555-22-1530
39	天野設備	都留市境283-3	45-2429

#### <谷村地区>



#### <禾生地区>



※詳細な図面は、下水道課または市役所HPで閲覧できます。

問合せ 下水道課

#### ・受益者の申告

下水道が使用できる区域の建物の所有者(受益者)の方には、供用開始のお知らせと受益者申告書を送付いたします。受益者申告書が届きましたら、内容をよく確認していただき、指定した期日までに送り返していただくか、提出してください。期日までに申告されない場合は、申告すべき事項を認定させていただき、それに基づいて受益者負担金が賦課されます。

また、減免や徴収猶予に該当される方は、申請書が下水道課に用意してありますので、申請をお願いいたします。

#### ○水道料金の請求とお支払い方法

水道料金の請求は、2カ月に1回です。水道料金のお支払方法は①口座による振替②納付書による納付のいずれかの方法があります。

口座振替のお申し込みをさせていただくと、2カ月に1回(通常10日が口座振替日)あなたの預金口座から自動的に水道料金が支払われます。留守がちの方、お忙しい方、共働きのご家庭では特に便利です。口座の申し込み方法は簡単です。あなたが取り引きをしている次の金融機関などへ①預金に登録している印鑑、②通帳、③最近の水道使用量のお知らせまたは水道料金の領収書 などをお持ちになって、直接金融機関などの窓口でお申し込みください。

取扱金融機関等

・山梨中央銀行 ・山梨県民信用組合 ・山梨信用金庫  
・美富士農業協同組合 ・都留信用組合 ・郵便局

※口座振替の申し込みをしていない方には、納付書を送付いたしますので、各金融機関、水道課窓口、各コミュニティセンターで納付してください。なお、郵便局では、納付書による納付はできませんので、ご注意ください。

#### ○お引越しが決まったら

市営上水道または簡易水道を現在ご使用しているか、ご利用予定の方は、お引越しの予定日前(1週間程度前)に必ず 使用中止の届出(閉栓届け)若しくは、給水使用申込(開栓届け)の手続きが必要です。手続きは、都留市役所水道課窓口にて受け付けております。(手続きは電話ではできませんので、必ず水道課窓口までお越しください。)

閉栓届けが提出されない場合はご使用の有無にかかわらず、基本料金が発生し続けてしまいますのでご注意ください。開栓届けをしないまま無断での使用が判明した場合は、直ちに給水を停止いたしますのでご注意ください。なお、閉栓届け、開栓届けの際には、それぞれ手数料として300円が必要となります。

#### 届出(申込)先

都留市役所庁舎裏 水道課窓口  
午前8時30分から午後5時15分まで  
(土曜、日曜、祝祭日を除く平日のみの受付です)